

## 「県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」案について

### 1 趣旨

本来、自転車専用の通行空間を確保する必要があるにも関わらず、自転車道に必要な幅員（原則2メートル以上）を確保できない等により、これを整備できていない状況が全国的に多数生じているとされています。

他方、近年では、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯（原則幅員1.5メートル以上）の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が実質的に確認されているといわれています。

このため、国では、平成31年4月に道路構造令を改正し、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定を新たに設け、新たに整備する道路における自転車通行帯の設置を推進しているところです。

県でも、これを受けて、県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案を作成しました。

### 2 県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

#### (1) 方針

本県では、一部の例外を除き、独自の規定を設けず、政令（道路構造令）と同一の規定とすることを考えています。

※一部の例外：都市部における、自動車の計画交通量が少なく、かつ、設計速度も低い道路（第4種第4級の道路）には自転車道を設けないこととする本県独自の規定。

#### (2) 内容

##### ア 自転車通行帯の新設

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定することとします。

「自転車通行帯」の幅員は、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯と同様の原則1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることとします。

##### イ 自転車道の設置要件

自転車道の設置要件として、「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加することとします。

### 3 今後のスケジュール（予定）

公布 令和2年3月下旬

施行 令和2年4月上旬